

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第14章 水防報告等</p> <p>第1節 水防記録</p> <p>水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表 2 水防活動をした河川名その箇所 3 警戒出動及び解散命令の時刻 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員 5 水防作業の状況 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所 9 応援の状況 10 居住者出勤の状況 11 警察関係の援助の状況 12 現場指導の官公署氏名 13 立退きの状況及びそれを指示した理由 14 水防関係者の死傷 15 殊勲者及びその功績 16 殊勲水防団とその功績 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見 <p>第2節 水防報告</p> <p>第1 水防報告</p> <p>水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防団及び消防機関を出動させたとき 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">様式4 水防報告様式例</div> <p>第2 水防活動実施報告</p> <p>水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告する。</p> <p>【調査対象期間】1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">様式5 水防活動実施報告書</div>	<p>第14章 水防報告等</p> <p>第1節 水防記録</p> <p>水防作業員が出動したときは、水防管理者（町長）は、次の記録を作成し、保管するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表 2 水防活動をした河川名その箇所 3 警戒出動及び解散命令の時刻 4 消防機関に属する者の出動時刻及び人員 5 水防作業の状況 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所 9 応援の状況 10 居住者出勤の状況 11 警察関係の援助の状況 12 現場指導の官公署氏名 13 立退きの状況及びそれを指示した理由 14 水防関係者の死傷 15 殊勲者及びその功績 16 殊勲水防団とその功績 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体（町）の所見 <p>第2節 水防報告</p> <p>第1 水防報告</p> <p>水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防団（消防団）及び消防機関を出動させたとき 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">様式4 水防報告様式例</div> <p>第2 水防活動実施報告</p> <p>水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。</p> <p>（削除）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">様式5 水防活動実施報告書</div>	